

令和8年度第2回 秋田県職員採用選考 募集要項 ＜ 公務員経験者 ＞

令和8年9月28日
秋 田 県

国家公務員または地方公務員としての職務経験がある方を対象に、公務員としての経験・実績を生かし、即戦力として活躍できる方を募集します。

○ 秋田県が求める人材

- 成果にこだわり、従来の慣習にとらわれることなく挑戦することができる人
- 県民目線で考え、県民とともに歩み、スピーディーに対応することができる人
- 高い意識と専門性を有し、県民と一体となって成果を追求することができる人
- 公務員としての経験を通じて培われた課題解決能力、政策立案能力等をもって、県政の発展と組織の活性化に貢献できる人

○ 概要

申込期間	令和8年9月28日（月）午前9時～ 令和8年11月2日（月）午後5時
第1次選考	書類選考
第2次選考	口述試験：令和8年12月5日（土）又は6日（日）の指定する日時
採用職種 ・ 採用予定人員	化学、農学、畜産、電気、建築、機械 各若干名 獣医師、農業農村工学 各 3名 土木 4名 林学 5名

お問合せ先
受験申込先

秋田県 総務部 人事課 調整・人事チーム
（所在地）〒010-8570
秋田県秋田市山王四丁目1番1号（秋田県本庁舎3階）
（TEL）018-860-1043
（E-mail）jinjika@pref.akita.lg.jp

人事課ウェブサイト
（二次元コード）



1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

- 採用予定人員は変更になることがあります。
- 申込みできる試験区分は、このうち一つに限り、受験申込期間終了後における試験区分の変更は、認められません。

試験区分 (採用職種)	採用予定 人員	職務内容
化学	若干名	環境保全、廃棄物対策、地球温暖化防止対策、調査研究・分析等
獣医師	3名	産業動物（家畜衛生、家畜改良、試験研究等） 公衆衛生（と畜検査、食品衛生、動物愛護等）
農学	若干名	農業振興、農産物の生産技術指導、担い手育成、試験研究等
農業農村工学	3名	農地・水路等の整備、農村振興、計画策定・積算、工事監督等
畜産	若干名	畜産振興、企画立案、生産技術指導、試験研究等
林学	5名	森林整備、治山・林道施設の整備、木材の流通・利用支援、 森林病虫害対策、林業技術の普及等
電気	若干名	水力発電所建設・管理、工業用水道管理、電気設備の保守管理等
土木	4名	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、 計画、設計・積算等
建築	若干名	営繕業務、建築指導、住宅政策、建築関係法令に係る相談等
機械	若干名	下水道・庁舎等機械設備の整備・維持管理、計画、設計・積算等

2 申込方法

- 次の期間において、電子申請により申込みを行ってください。

申込期間	令和8年9月28日（月）午前9時～令和8年11月2日（月）午後5時	
申込方法	以下のURLまたは二次元コードから「電子申請」によりお申し込みください。	
	【URL】 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96039	【二次元コード】 

- ※ 申込を行う場合は、申込期間内に申込みを完了してください。
- ※ 入力中に申込期間の終了を迎えた場合は、提出を一切受け付けませんので、期間に余裕を持って申込みを行ってください。
- ※ 使用する機器や通信回線上の理由等により申込みができなかった場合であっても、一切責任を負いません。

3 受験資格

- 次の全ての要件を満たす者が受験できます。
 - 昭和52年4月2日以降に生まれた者（学歴は問わない。）
 - 令和8年度秋田県職員採用選考＜公務員経験者＞（申込期間：令和8年4月30日（木）～令和8年6月1日（月））において、今回申し込む職種と同一の職種を受験していない者
 - 獣医師は獣医師免許を有する者（第2次選考時に免許の有無を確認します。）
 - 国家公務員または地方公務員としての職務経験（※1）（※2）の年数が5年（※3）以上ある者
- （※1）職務経験には、国または地方公共団体の臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員及び任期付職員としての経験は含まない。
- （※2）採用職種ごとの職務経験は、「1 採用職種、採用予定人員及び職務内容」の表の採用職種に対応する職務内容に限る。
- （※3）経験年数5年の算定に当たっては、国家公務員または地方公務員として6か月以上継続して就業した期間に限って算入し、その期間が複数ある場合はそれらを通算する。また、受験申込日までに5年に達している必要がある。
- 受験申込日現在において次に該当する者は受験できません。
 - 秋田県職員または秋田県内の地方公共団体の職員（いずれも正規の職員に限る。）
 - 秋田県内に本社がある民間企業等に正規雇用労働者として在職する者
- 次のいずれかに該当する者については、受験できません。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 採用予定日

令和9年4月1日の採用を予定しています。

5 試験の日時及び場所

試験種目	試験の日時	場所
第1次選考 (書類選考)	－ ※ 提出された選考書類（アピールシート）に基づき書類選考を行います。	－
第2次選考 (口述試験)	令和8年12月5日（土）又は6日（日）の指定する日時 ※ 開始時刻や会場等の詳細は、書類選考合格通知の際にお知らせします。	秋田市

※ 申込状況等により、試験の日時や会場等を変更する場合があります。

6 試験の種目及び方法・内容

試験種目	方法・内容	配点
第1次選考 (書類選考)	受験者が記述した職務経験等の内容を評価する ※ 受験者には、受験申込時に「アピールシート」を提出していただきます。	300点
第2次選考 (口述試験)	「秋田県が求める人材像」を前提とした、職務遂行上の適格性に関する人物面からの面接試験 ※ 「アピールシート」で報告のあった内容を基に口述試験を実施します	300点

7 資格調査等

- 資格調査
受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。
- 虚偽の申告があった場合
受験申込時等における生年月日、職務経験や資格要件等について、虚偽の申告があった場合は、受験及び採用が無効になることがあります。
- 個人情報の取扱いについて
受験者の個人情報は、職員採用選考及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

8 合格者の決定方法

試験種目	合格者の決定方法
第1次選考 (書類選考)	得点の高い人から成績順に決定します。
第2次選考 (口述試験)	第1次選考及び第2次選考の合計得点の高い人から成績順に決定します。

- ※ 第1次選考、第2次選考ともに、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。
- ※ 欠員の状況等によって合格者数は、採用予定人員を上回ることがあります。

9 合格者の発表

試験種目	合格発表の時期	発表の方法
第1次選考（書類選考）合格通知	令和8年11月16日（月） （※2）	合否は、人事課ウェブサイト（※3）に掲載するとともに、受験者宛てにメールで通知します。
第2次選考（口述試験）合格通知	令和8年12月11日（金） （※2）	
最終合格発表（※1）	令和8年12月中旬 （※2）	

（※1）第2次選考合格発表後、秋田県人事委員会が行う採用選考後に最終合格発表となります。

（※2）試験の実施状況等により、変更となる場合があります。

（※3）人事課ウェブサイトには、1ページの二次元コードからアクセスが可能です。

10 選考結果の開示

この選考の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、メール等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、県の休日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後5時までの間に、「秋田県総務部人事課（秋田市山王四丁目1番1号（秋田県本庁舎3階））」へ直接おいでください。

開示請求できる人	開示の内容	開示請求できる期間
第1次選考の不合格者	・ 第1次選考の得点及び順位	第1次選考合格発表の日の翌日から30日間
第2次選考の受験者	・ 第1次選考の得点 ・ 第2次選考の得点 ・ 第1次選考及び第2次選考の総合得点及び総合順位	第2次選考合格発表の日の翌日から30日間

11 勤務条件

○ 給与

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）の規定に基づき、職歴その他を勘案の上、決定されます。

そのほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

○ 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、「電気」の勤務には、交替制や当直等の変則的な勤務を含むことがあります。

○ 勤務地

秋田県庁や、県内外にある秋田県の機関で勤務します。

○ 休暇

年間20日（採用年は、採用月日により異なります。）の年次休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、出産休暇等）、介護休暇などがあります。

○ 福利厚生

県内約190か所のホテル、旅館などが指定保養所として認定されており、職員と、その家族が利用する場合に、宿泊料金の助成が受けられます。

また、地方職員共済組合が運営する全国各地の宿泊施設や、企業優待契約を結んでいる各種レジャー施設等の利用割引が受けられます。

12 受験申込手続

パソコンまたはスマートフォン(電子申請)で申し込んでください。

<受験申込の流れ>は、7ページに記載しています。

(1) 申込方法

「受験申込の方法」(URL:<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96039>)に記載されている内容を確認してから、電子申請サービス(受験申込ページ)にアクセスし、次の手順へ進んでください。

① 電子申請サービスのアカウント登録を行ってください。

※ アカウント登録をただけでは、受験申込は完了していませんので、注意してください。

② 電子申請サービスにログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して、申請(送信)してください。

③ 申請を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。

※ 申込完了通知メールが届かない場合は、受付期間内にメールや電話でお問い合わせください。(問い合わせ先は1ページに記載)

(注)複数回の申請は行わないでください。申請内容に修正がある場合は、取り下げや新規申請は行わず、受付期間内にメールや電話でお問い合わせください。

(注)使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを、申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(2) 受験申込フォームの入力要領

- ・ 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択(チェック)してください。
- ・ 最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4:3)の画像ファイル(JPG、JPEGまたはPNG)を添付してください。

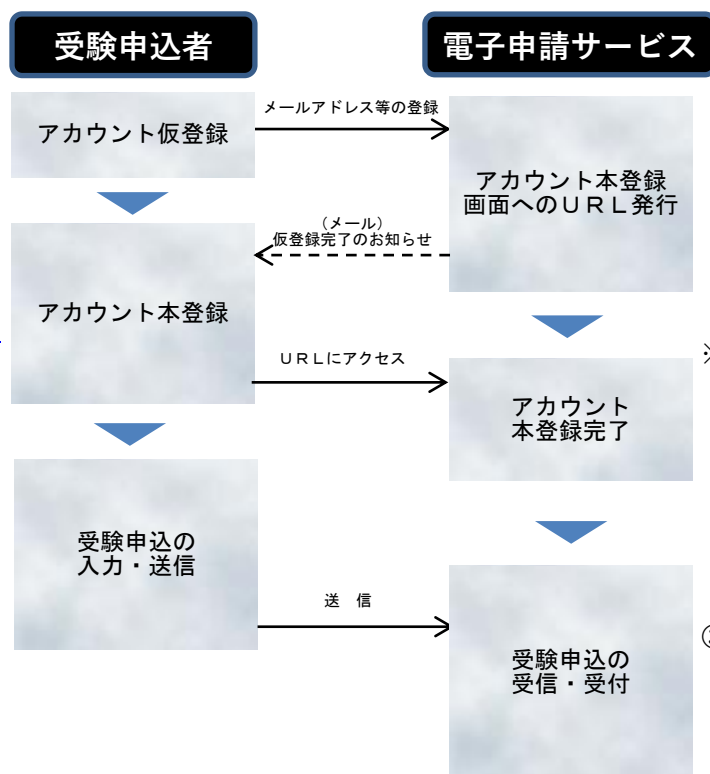
< 受験申込の流れ >

- ①受験申込受付開始後、次のURL や二次元コードを通じて電子申請サービスにアクセスし、アカウント登録をします。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96039>



- ②電子申請サービスにログインし、受験申込フォームに必要項目を入力します。入力が完了したら、内容に間違いがないか確認して送信します。



※**注意** アカウント登録をしただけでは受験申込は完了していません。必ず②以降の手続も行ってください。

- ③受験申込の受付が完了すると、申込者に申込完了通知メールが送信されます。

※申込完了通知メールにより、受験申込が受付されたことを確認してください。

※申込期間終了後、受験票が発行されるまで、数日間かかりますのでしばらくお待ちください。

※受験票の発行がメールにより通知されますので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロードまたは印刷してください。

以上